第

6552

묽



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 10月 29日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

マンションの修繕積立金

Q:マンションの一室を賃貸しようかと思っています。この場合、毎月支払う修繕積立金は、どのように取り扱われますか?

A:次のように取り扱われます。

【解説】

修繕積立金は、マンションの共用部分につ いて行う将来の大規模修繕等の費用の額に充 てられるために長期間にわたって計画的に積 み立てられるものであり、実際に修繕等が行 われていない限りにおいては、具体的な給付 すべき原因となる事実が発生していないこと から、原則的には、管理組合への支払期日の属 する年分の必要経費には算入されず、実際に 修繕等が行われ、その費用の額に充てられた 部分の金額について、その修繕等が完了した 日の属する年分の必要経費に算入されること になります。しかしながら、一般的には、修繕 積立金の納付が義務的であることや管理組合 が解散しない限り返還されないこともあって、 次の①から④のいずれの要件も満たす場合に は、支払期日の属する年分の必要経費に算入 することが認められています。

- ①区分所有者に修繕積立金の支払義務がある
- ②修繕積立金が区分所有者へ返還されないものであること
- ③修繕積立金が、将来の修繕等のためにのみ 使用され、他へ流用されるものでないこと
- ④修繕積立金の額が、長期修繕計画に基づき 各区分所有者の共有持分に応じて、合理的な 方法により算出されていること

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







